

入札契約制度の見直しについて

< 報告書（案）>

平成19年6月

富山県入札契約適正化検討委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 公共工事に関する現状等について・・・・・・・・・・・・	2
(1) 公共事業を取り巻く現状	
(2) 地域における建設企業の役割	
2 見直しの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・	4
3 具体的な提言・・・・・・・・・・・・	5
(1) 一般競争入札の対象範囲の拡大と地域要件の設定について	
(2) 総合評価方式の拡充について	
(3) 著しい低入札に対する対策について	

はじめに

県では、これまで、制限付き一般競争入札や公募型指名競争入札の導入、予定価格の事前公表、電子入札の導入など、入札契約制度の改善を進めてきているが、昨年、他県で談合事件が相次いだことから、全国知事会では昨年12月、緊急提言として入札制度改革を柱とした「都道府県の公共調達改革に関する指針」が取りまとめられた。

また、近年、公共投資が減少基調で推移する中、全国的に原価を割り込むような著しい低入札価格での受注が発生しており、工事の手抜きや下請企業へのしわ寄せ等を防止し、工事の品質を確保するための対策が求められている。

このようなことから、県においては、公共投資や建設業の動向、社会情勢などを十分踏まえながら、中立、公正な立場で、より幅広い視点から入札制度のあり方を検討するため、外部有識者で構成する「富山県入札契約適正化検討委員会」を設置することとされた。

この検討委員会では、公共工事の入札・契約に関する現状や課題等を踏まえ、一般競争入札の対象範囲の拡大など、3つの課題について検討を重ねた。

これまで4回の会議を開催し、その間には、建設業界の現状等を把握するためのヒアリングを実施しながら、県の入札契約制度のあり方について慎重に議論してきたところである。また、会議は、原則、公開とするなど、検討過程の透明性の確保にも努めてきたところである。

このたび、県の入札契約制度の今後のあり方について、意見を取りまとめるに至ったので、ここに報告する。県におかれでは、この報告書を活用し、できるだけ早期に取り組まれることを期待する。

平成19年6月 日

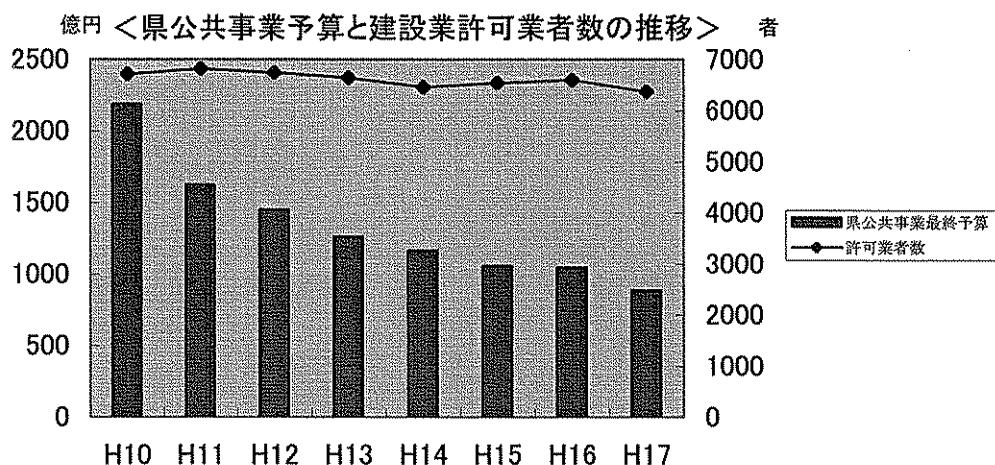
富山県入札契約適正化検討委員会
委員長 西頭徳三

1 公共工事に関する現状等について

(1) 公共事業を取り巻く現状

県の公共事業予算は平成10年度をピークに年々減少しており、平成17年度予算は、ピーク時の約4割にまで減少している。

一方、公共投資が減少する中で、県内建設業者数は依然として高い水準で推移し、供給が過剰な状態となっている。このため、県内建設企業は組織のスリム化を図るなど、経営改善に取り組んでおり、一部には他分野への事業展開を図り、多角化を模索する動きも見られる。



ア 富山県公共事業最終予算の推移(土木部+農林水産部)

(単位:億円)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
公共事業 (下水道含む)	1,633.1	1,147.5	1,009.8	818.7	765.3	624.1	599.0	540.0
単独事業	454.5	406.5	385.3	391.0	351.5	383.0	349.1	272.3
災害復旧	101.4	69.4	53.2	52.4	49.0	49.3	99.1	75.1
計	2,189.0	1,623.4	1,448.3	1,262.1	1,165.8	1,056.4	1,047.2	887.4
推 移	100.0%	74.2%	66.2%	57.7%	53.3%	48.3%	47.8%	40.5%
直轄負担金	389.1	358.1	275.0	283.7	308.5	244.8	290.9	289.6

(富山県管理課・農林水産企画課調べ)

イ 富山県内の建設業許可業者数の推移

年度末	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
大臣許可業者数	136	137	138	134	132	131	131	126
知事許可業者数	6,578	6,680	6,604	6,506	6,328	6,414	6,465	6,245
計	6,714	6,817	6,742	6,640	6,460	6,545	6,596	6,371
うち新規	256	242	229	268	219	226	201	232
推 移	100.0%	101.5%	100.4%	98.9%	96.2%	97.5%	98.2%	94.9%

(富山県建設技術企画課調べ)

(2) 地域における建設企業の役割

県内の建設業従事者は、全就業者の約1割を占めるなど、県内建設企業は、社会資本整備の担い手であるだけでなく、地域の雇用、経済を支える主要産業となっており、また、災害発生時の協力や除雪への対応など地域社会や県民生活の安定に深く関わっている。

ア 富山県内の就業者数の推移

(単位:人)

	H8年	H11年	H13年	H16年
建設業従事者数	70,906	63,744	59,945	53,656
県全体の就業者数	559,051	529,664	528,342	502,094
割 合	12.7%	12.0%	11.3%	10.7%
建設業従事者数推移	100.0%	89.9%	84.5%	75.7%

(総務省「事業所・企業統計調査」)

イ 災害時における建設企業の役割

道路や河川等の公共土木施設の損壊箇所の応急措置、障害物除去等

(災害協定参加企業数)

(単位:者)

等級	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計	入札参加登録企業数
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部			
A	10	19	36	11	30	8	9	27	150	154
B	17	23	54	16	42	20	6	36	214	232
C	16	16	54	11	33	9	4	21	164	257
D	22	17	56	24	71	8	3	21	222	633
計	65	75	200	62	176	45	22	105	750	1,276

※企業数は平成18年12月現在で登録されている者を計上。

ウ 除雪業務への対応

- ・除雪計画延長 2,297キロメートル(国道、県道等 313路線)
- ・除雪の出動基準 新雪による積雪深が10センチメートルを超える場合

(除雪委託企業数(平成17年度実績))

(単位:者)

等級	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計	入札参加登録企業数
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部			
A	11	12	16	6	11	6	5	19	86	169
B	9	9	35	4	5	8	2	19	91	247
C	5	8	23	2	8	4	2	5	57	273
D	12	1	23	8	4	1	3	2	54	701
その他	9	5	26	7	3	1	4	1	56	—
計	46	35	123	27	31	20	16	46	344	1,390

※等級及び登録企業数は平成17・18年度の入札参加資格。その他は造園等の業者数

2 見直しの基本的な考え方

公共工事の目的は、県民生活の基盤となる社会資本を、品質及び安全性を確保しつつ、より経済的に整備することにある。

県では、入札・契約制度の透明性、競争性、公正性を高めるため、これまでも制限付き一般競争入札や公募型指名競争入札の導入、予定価格の事前公表、電子入札の導入など、制度の改善を進めてきている。

最近、他県において公共工事を巡る入札談合事件が相次ぎ、法令順守の徹底とともに、入札契約制度の透明性を高めることが強く求められている。

公共工事の入札契約制度については、その透明性を高め、公正な競争を促進するとともに、工事の品質及び安全性、経済性がバランスよく確保されることが重要である。

また、県内建設企業は、地域の主要産業であり、災害発生時の協力や除雪対応など、地域社会において様々に貢献している現状等を十分考慮する必要がある。

【入札契約事務に係る主な改善項目】

年度	改 善 の 内 容	透明	競争	公正
H5	・ 制限付き一般競争入札の導入(10億円以上) (H10～本格導入)	○	○	○
H6	・ 談合情報対応要領の策定 (H14～公表)	○		○
H7	・ 公募型指名競争入札の導入 (3億円以上) (H10～本格導入) ・ 指名業者選定要綱の策定・公表	○ ○	○	○
H8	・ 工事完成保証人制度の廃止、新しい履行保証制度の導入			○
H10	・ 最低制限価格制度から低入札価格調査制度への移行 (H11～本格導入) ・ 指名業者の公表時期の変更(指名通知後→入札実施後) (H13～本格施行) ・ 設計図書の有償配付の実施 (縦覧→郵送) (H13～本格実施)		○ ○ ○	○ ○ ○
H11	・ 建設工事に係る予定価格の事後公表	○		
H13	・ 情報公開の推進 (発注見通し、指名理由等入札・契約過程に係る情報、契約内容等) ・ 入札契約内容等の公表に係るインターネットの活用	○ ○		
H14	・ 調査基準価格の事後公表、低入札価格調査制度実施要領の公表 ・ 契約約款への談合による損害賠償予約条項の整備 (契約額の10%) ・ 入札監視委員会の設置	○ ○		○ ○
H15	・ 建設工事に係る予定価格の事前公表の試行 (順次拡大) ・ 建設工事に係る入札参加資格総合数値等の公表	○ ○		○
H16	・ 電子入札の導入 (H18.10月～全面実施)			○
H17	・ 簡易公募型・地域公募型指名競争入札の導入 (試行) ・ 指名業者数の拡大 (3者拡大) ・ 工事費の内訳書の事後公表の試行	○ ○	○	○
H18	・ 総合評価方式の試行 ・ 工事成績の公表	○		
H19	・ 条件付き一般競争入札の拡大 (5千万円以上はすべて、2千万円以上5千万円未満は4割) ・ 総合評価方式の拡充 (2千万円以上 100件程度)	○	○	○

3 具体的な提言

(1)一般競争入札の対象範囲の拡大と地域要件の設定について

ア 一般競争入札の対象範囲の拡大

県では、公共工事の入札契約制度の透明性を高め、公正な競争を促進するために、平成10年度に制限付き一般競争入札や公募型指名競争入札を導入、平成17年度には公募型指名競争入札を2千万円以上の工事まで拡大して2割を対象に試行を行い、平成18年度には対象工事の4割まで拡大してきている。

公共工事の入札契約の透明性、競争性を高めるため、全国知事会では、「当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札による」としているところであり、一般競争入札の対象を拡大することは社会的な要請でもある。

(論点)

- ・全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針では、「一般競争入札の適用範囲を拡大し、当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札による」としている。
- ・5千万円未満の工事を一般競争入札の対象とした場合、対象工事の件数が非常に多くなるため、審査事務が大幅に増加するとともに、契約までに日数を要し工事の発注が遅延する。

(検討事項)

- ・5千万円未満の工事について、一般競争入札へ移行すべきか
 - ※ 現在は2~5千万円の工事の4割について一般競争入札を実施
 - ※ 拡大する場合は段階的に実施すべきか

(提言)

県では、本検討委員会の中間報告を受けて、平成19年4月から5千万円以上の工事のすべてと、2千万円以上5千万円未満の工事の4割を対象に一般競争入札を実施している。

全国的な動向なども踏まえ、公共工事の入札契約の公正性、透明性、競争性をより一層高めるため、入札参加資格の事後審査方式の導入や設計図書の電子配付の試行拡大など事務の軽減、効率化を進め、一般競争入札(条件付き)の対象範囲を次のとおり拡大することが適当である。

- ・災害復旧工事など早急に対応が必要な工事等を除き、平成19年10月から、2千万円以上のすべての工事を、原則として、一般競争入札(条件付き)とする。
- ・2千万円未満1千万円以上の工事については、件数が大幅に増加することなどから平成19年度の実施状況等を検証しつつ、平成20年度以降、順次拡大する方向で引き続き検討する。

(提言の考え方)

- 当面は、一定の技術力、経営力を有しているA等級とB等級の建設企業を対象とする2千万円以上の工事を一般競争入札とする。
- 2千万円未満の工事については、件数が多く、維持修繕や交通安全施設など住民生活に密着した工事が多いことから、平成19年度の実施結果を十分検証するとともに、契約までの期間の短縮や事務処理の効率化等について、十分検討する必要がある。

(参考)

(1) 他県における一般競争入札の対象範囲の拡大状況

区分	H19年度中	H20年度以降	備考
5千万円以上まで拡大	22県 (9県)	20県 (16県)	富山県(現行)
4千万円以上まで拡大	3県	2県 (1県)	
3千万円以上まで拡大	6県	2県 (1県)	
2千万円以上まで拡大	2県	2県 (2県)	富山県(提言<H19>)
1千万円以上まで拡大	6県	11県 (1県)	
250万円以上まで拡大	8県	10県	
*未定・検討中	9県	21県	

※19年3月総務省、国土交通省調査結果をもとに作成。

※価格帯全体を一般競争入札の対象とした下限額で整理。()は未定・検討中(現在の状況)。

(2) 一般競争入札拡大に伴う事務処理時間の増減

- | | 出先機関 | 本庁 |
|-------------|--------------|-----------------------|
| ○指名競争 | → 一般競争(事後審査) | 8.6時間／件増 +6日程度 +8日程度 |
| ○一般競争(事前審査) | → 一般競争(事後審査) | ▲4.0時間／件増 ▲1日程度 ▲6日程度 |

(単位:時間)

設計金額	入札件数 (H18実績)	事務処理時間の増減				備考
		現行 (4割)	すべて (6割増)	計	実施割合 (累計)	
300百万円～	10 件	—	—	—	0.5 %	
50～300百万円	76 件	+280	—	+280	4.4 %	本庁分80h、出先分200h
30～50百万円	351 件	▲560	+1,820	+1,260	22.2 %	
20～30百万円	314 件	▲500	+1,620	+1,120	38.2 %	
合 計	751 件	▲780	+3,440	+2,660	38.2 %	1事務所 215h、1月当たり 18h増

設計金額	入札件数 (H18実績)	実施割合	20百万円 以上の事務 処理時間増	事務処理時 間の増	計	実施割合 (累計)	備考
10～20 百万円	542 件	2割に拡大	+2,660	+940	+3,600	43.7 %	1事務所 290h、1月当たり 25h増
		5割に拡大		+2,330	+4,990	52.0 %	1事務所 410h、1月当たり 35h増
		すべて実施		+4,660	+7,320	65.7 %	1事務所 600h、1月当たり 50h増
～10百万	675 件	—	—	—	—	—	
合 計	1,968 件						

※1事務所当たりの時間数は、12事務所(土木部8事務所、農林水産部4事務所)で試算

※1事務所当たりの入札担当職員数は概ね2～4人

イ 地域要件の設定

一般競争入札の拡大により競争性を高めることが求められる一方、県内建設企業は、地域の雇用や、安全安心を支える重要な役割を担っていることから、県内建設業が健全で、活力ある産業として成り立つよう配慮する必要がある。

(論点)

全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針

- ・一般競争入札の地域要件を設定するに当たっては、応札可能者は20~30者以上を原則とする。
- ・地元中小企業は災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きい。このため、地域産業の育成にも配慮しつつ、公正な競争を確保する必要がある。

(検討事項)

一般競争入札の拡大により競争性を高めることが求められているが、一方、地域の安全安心を支える建設業の存続も大切であることから、これらの点を考慮して、どのような地域要件を設定すべきか

(提言)

競争性を確保するため、応札可能企業数は少なくとも20~30者程度を目安としつつ、技術力に優れ、地域社会に貢献する優良な建設企業による競争を促進するため、工事の規模等に応じ、地域要件を次のとおり見直すことが適当である。

百万円	現 行	提 言	現 行	提 言
2,410	WTO	WTO	(原則) 入札参加条件を満たす者 すべて	(原則) 同 左(現行どおり)
1,000			(原則) ・県内企業と県外企業によ るJV	(原則) ・県内企業によるJV (特殊工事等の場合)
300	一般競争 (条件付き)	一般競争 (条件付き)	(原則) ・県内企業によるJV (特殊工事等の場合) ・県内企業と県外企業によ るJV	・県内企業と県外企業によ るJV
100	入札	入札	(原則) ・県内企業	同 左
50	4割		(原則) ・土木センター管内の企業 (農地林務事務所管内)	同 左 対象企業が著しく多い場合は 管内を分割することができる。
20			(原則) ・土木事務所管内の企業 (農地林務事務所管内)	同 左
10	指名競争 入札	指名競争 入札		
2.5				

※ 建築一式工事、建築附帯工事(電気・管)は資料編のとおり

(提言の考え方)

- ・ 応札可能企業が土木センター管内で少なくとも20者以上確保されていること。
 - ・ 県内建設企業は災害時の対応や除雪協力など地域社会に様々に貢献していること。
- などから、県内企業で施工可能な工事は、原則として、県内企業に発注するなど地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性を確保する必要がある。

(参考)

(1) 北陸・中部各県の設定状況

入札方式	地域要件の内容
○一般競争入札 (※WTO)	・入札参加条件を満たす者すべて (海外の業者も参加可能) 9 県
○一般競争入札 (10億円以上)	・県内業者・県外業者によるJV(富山県) ・県内業者によるJV(※) 1 県 8 県
○一般競争入札(10億円未満)	・県内業者によるJV(富山県) 9 県
○公募型指名競争入札	

※ 集計対象:富山、石川、福井、新潟、岐阜、長野、愛知、静岡、三重の9県

※ WTO:特定調達契約に係る制限付き一般競争入札のこと。

※ JV:特定の建設工事の施工にあたり結成する事業組織体(共同企業体)のこと。

(2) 入札参加資格登録企業数(土木一式 県内企業)

(単位:者)

等級	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部		
A	11	20	37	12	30	8	9	27	154
B	17	28	63	16	44	22	6	36	232
C	22	34	96	12	48	12	6	27	257
D	48	65	207	44	155	32	19	63	633
計	98	147	403	84	277	74	40	153	1,276

(2) 総合評価方式の拡充について

県では、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、総合評価方式の試行を昨年度土木工事(一般土木)に限定して17件実施しているが、事務量の増加や入札までに日数を要するなどの課題も明らかとなっている。

一方、国土交通省では原則すべての工事で総合評価方式を実施しており、また、全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針でも、「総合評価方式の拡充を図るべきである」としている。

(論点1)

・国土交通省は原則すべての工事で総合評価方式を実施しており、全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針でも、「談合防止にも効果があるといわれている総合評価方式の拡充を図るべきである」としている。

(論点2)

・総合評価方式の拡充にあたっては、技術提案の審査のために事務量が増えるとともに、入札までに日数を要する。
・全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針においても、学識経験者からの意見聴取を含む審査手続の簡略化が課題とされている。

(検討事項)

- ・試行件数をどの程度拡大するのがよいか。
- ・現在、土木工事(一般土木)を対象に試行しているが、対象工事を拡大すべきか。

(提言)

公共工事の品質確保の促進を図るため、次のとおり総合評価方式の拡充を図ることが適当である。

総合評価方式については、今後とも拡充を図っていくこととする。

平成19年度においては、対象工種を限定せず、事務量の増加等も勘案しつつ、2千万円以上の工事のうち、100件程度で試行することとする。

平成20年度以降については、試行結果の検証を踏まえ拡充を図ることとする。

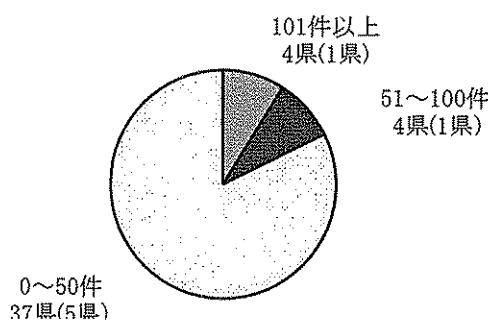
(提言の考え方)

- ・多様な工事・工種等を対象に幅広く試行を実施する。
- ・技術的な工夫の余地が小さい工事についても、確実な施工能力を審査するため試行を実施する。

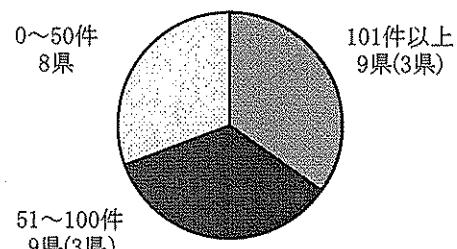
(参考)

(1)他県の実施状況及び実施予定

ア H18年度実施状況



イ H19年度実施予定



※ 2月26日現在(45県の回答)

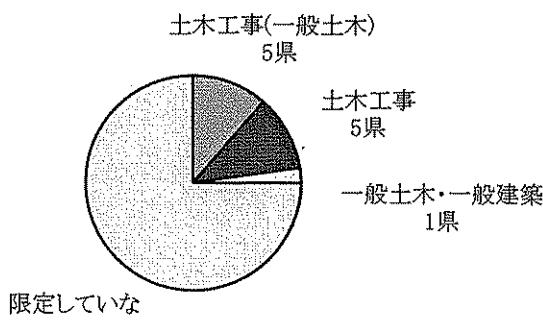
※ ()内は、特別簡易型(簡易な施工計画を要しない型式)を採用している県

(2)対象工種の設定状況

ア 本県の工種別発注件数

工事	発注工種	件数	割合
土木工事	一般土木	527	69.4%
	AS舗装等	54	7.1%
	鋼橋上部工等	23	3.0%
	法面処理等	58	7.6%
	その他	24	3.2%
建築工事	一般建築	27	3.6%
	その他	34	4.5%
その他(特殊工事)	その他	12	1.6%
計		759	

イ 他県の対象工種の設定状況(H18年度)



※設計額2千万円以上の工事(H17年度実績・災害復旧工事を除く)

(3)総合評価方式の試行拡大に伴う事務処理時間の増

ア 総合評価方式及び事後審査方式導入に伴う事務処理時間

入札方式	事務処理の日数		事務処理時間 (入札1件当たり)
	本庁	出先機関	
地域公募型/一般競争入札(事前審査)[現行] (A)	38日程度	24日程度	約21.4時間
総合評価方式一般競争入札(事前審査) (B)	45日程度	31日程度	約26.4時間
一般競争入札(事後審査) (C)	32日程度	23日程度	約17.4時間
一般競争(事前)⇒一般競争(事後) (A)-(C)	▲6日程度	▲1日程度	▲4.0時間
一般競争(事前)⇒総合評価(事前) (A)-(B)	+7日程度	+7日程度	+5.0時間
一般競争(事後)⇒総合評価(事前) (C)-(B)	+13日程度	+8日程度	+9.0時間

※ 土木センター・事務所における実績を基に算出したもの。

※ 一般競争入札において総合評価方式の事務処理時間の増について、入札参加条件審査と総合評価方式の評価項目と同じものがあることや、事務量の削減策を勘案して5時間程度と想定した。

イ 総合評価方式の試行拡大に伴う事後審査方式に対する事務処理時間の増減 (単位:時間)

設計金額	入札件数 (H17実績)	事務処理時間の増減			備 考	
		事後審査によ る増減 (現行4割)	総合評価方式の拡大			
			1割	2割		
50~300百万円	72件	▲110 +370	+65	+130	4割は地域公募型⇒一般競争(事後審査) 6割は指名競争⇒一般競争(事後審査)	
30~50百万円	370件	*1 ▲590	*2 +335	+670		
20~30百万円	334件	▲540	+300	+600		
合 計	776件	▲870	+700	+1400		

※1 370件×4割×▲4時間=592時間≈590時間の削減 ※2 370件×1割×+9時間=333時間≈335時間の増大

(3)著しい低入札に対する対策について

近年、公共投資が減少基調で推移する中、全国的に原価を割り込むような著しい低入札価格での受注が発生しており、本県においても同様の傾向が見られる。こうした著しい低入札は、工事の手抜きや下請企業へのしわ寄せ等につながりやすいため、これを防止し、工事の品質を確保するための対策が求められている。

(論点)

- 著しい低価格入札は、一般的に工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等につながりやすい。
- 著しい低価格で入札をした者と契約することは、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある。

(検討事項)

- 現行の低入札価格調査制度を今後も維持することでよいか。
- 原価割れが予想されるような著しい低価格で、工事の適正な施工が行われないおそれがあると考えられる入札を失格とする数値判断基準について導入すべきか。

(提言)

県では、平成10年度に最低制限価格制度を廃止し、低入札価格調査制度を導入しているところである。企業の見積努力を評価する観点から、今後も低入札価格調査制度を採用することが適当である。

また、工事の品質の確保や下請企業へのしわ寄せの防止等を図るとともに、公正な取引秩序を維持するため、原価を割り込むような著しい低入札を失格とする数値判断基準(失格基準)を設定するなど、低入札に対する対策を講じることが適当である。

ア 数値判断基準(失格基準)の新設

入札価格が次の場合は失格とする。

入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0. 9

(※)調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。

ただし、次の場合は、この限りでない。

入札価格 ≥ 直接工事費 × 0. 75 + 共通仮設費 × 0. 7 + 現場管理費 × 0. 6

+ 一般管理費 × 0. 3

(※)工場生産品費の割合が高い(概ね7割を超えるもの)電気設備工事等は適用除外とする。

(提言の考え方)

- 公正な取引の秩序を維持するとともに、市場性や企業の見積努力を評価し、他の入札者に比べ、著しく下回るものを失格の対象とする。
- このうち、工事の品質が確保されないとみなされる価格(国土交通省の特別重点調査基準)を下回るものを失格とする。

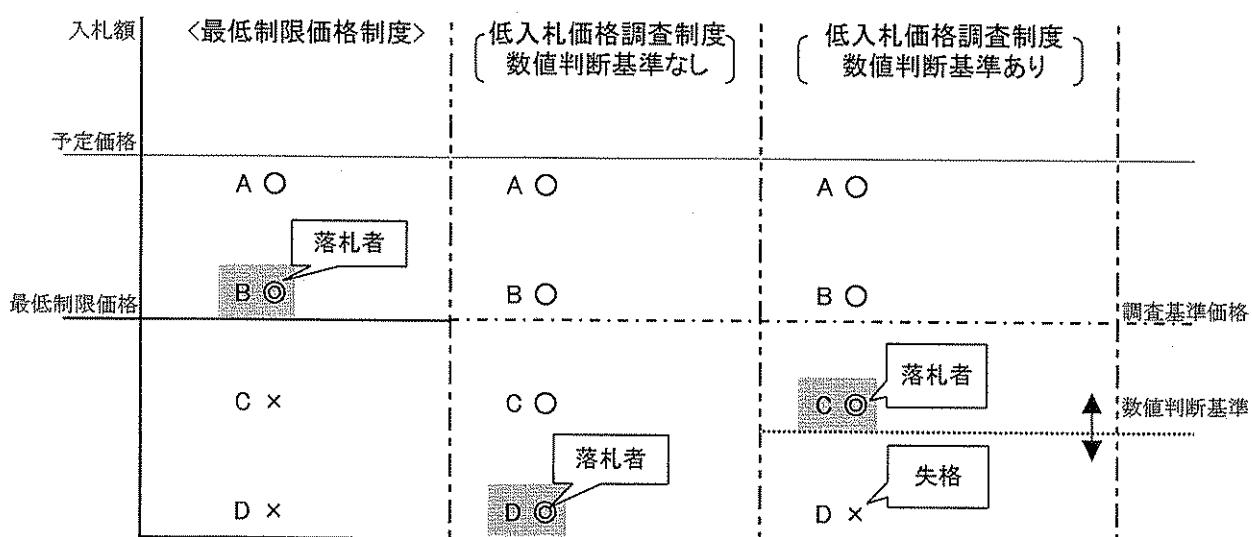
- ・ 国の入札契約適正化・支援方策では、「具体的な判断基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図ること」、最低制限価格については、「応札結果を反映して変動するような方法などにより適切に設定すること」としている。
- ・ 設備機器は納品時に検査を行い品質を確保できるため、導入の必要性は低い。

(参考)

(1) 他県における最低制限価格制度と低入札価格調査制度の運用状況

○低入札価格調査制度のみ	7県	うち数値判断基準あり	5県
○最低制限価格制度と低入札価格調査制度を併用	40県	うち数値判断基準あり なし	14県 26県
※一般競争(公募型)入札の対象工事に低入札価格調査制度を適用している例が多い。			

<最低制限価格制度・低入札価格調査制度での落札者決定方式>



(2) 国土交通省の特別重点調査基準

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合を下回る入札をした者を対象に特に重点的な調査を行う。

(一定割合)

直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%、一般管理費で30%

イ 施工体制の点検強化等

工事の品質確保や下請業者へのしわ寄せの防止等を図るため、低入札価格調査の対象となる工事は、監督、検査の強化や重点的な工事監察を行うとともに、次の対策を講じるものとする。

① 下請取引実態調査と必要に応じた立入検査の実施

- ・ 下請工事へのしわ寄せが行われていないか確認するため、低入札価格調査対象工事の元請業者、一次下請業者を対象に取引実態を調査
- ・ 建設業法違反が疑われる場合は、建設業法に基づき立入検査を実施

② 施工体制台帳・施工体系図の作成等

- ・ 下請契約の請負代金が3千万円未満の工事についても、施工体制台帳・施工体系図を作成し、監督員に提出(3千万円以上の工事と同様の取扱い)

③ 段階確認、中間検査・完成検査及び工事監察の運用強化

(段階確認、中間検査)

- ・ 監督要領において工事の重要度、規模、難易度に応じて複数の対応を定めている項目について、原則、より上位の方法で実施

(中間検査、完成検査)

- ・ 段階確認・中間検査状況等を勘案のうえ、必要に応じて県建設工事検査技術基準で定める測定密度を高めて、中間検査・完成検査を実施

(工事監察)

- ・ 工事規模に応じて施工体制の点検等を複数回実施

④ 粗雑工事における指名停止期間の加重

- ・ 低入札に係る工事で粗雑工事が行われた場合、次のとおり期間を延長

(現行) (提 言)

期間 1月 → 3月 (国の取扱いに準拠)